

本人確認書類等について

開示請求を行う際には、次のとおり本人確認書類等が必要になります。開示請求の方法により、提示又は提出していただく本人確認書類等が異なりますので、ご注意ください。

	必要書類等	備考
(1) 本人が窓口で開示請求を行う場合	① 甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第 10 条の規定による本人確認書類 (例) ・運転免許証 ・個人番号カード ・健康保険の被保険者証 ・在留カード ・特別永住者証明書 等	左記の本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求を行う窓口に事前に相談してください。
(2) 法定代理人が開示請求を行う場合	① 法定代理人に係る(1)の本人確認書類 ② 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類の原本（ただし、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。）	
(3) 本人の委任による代理人が開示請求を行う場合	① 当該代理人に係る(1)の本人確認書類 ② 本人の実印を押印した委任状の原本（ただし、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。） ③ 委任状の実印に係る印鑑登録証明書の原本（ただし、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。）	委任状に実印を押印できない場合又は印鑑登録証明書を提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。
(4) 郵送等による開示請求を行う場合	① 開示請求をする者（本人、法定代理人、又は本人の委任による代理人）に係る本人確認書類のコピー ② ①の者の住民票の写しの原本（ただし、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。） ③ 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合は、それぞれその資格を証明する(2)②又は(3)②及び③に掲げる書類	個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しの原本については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。